

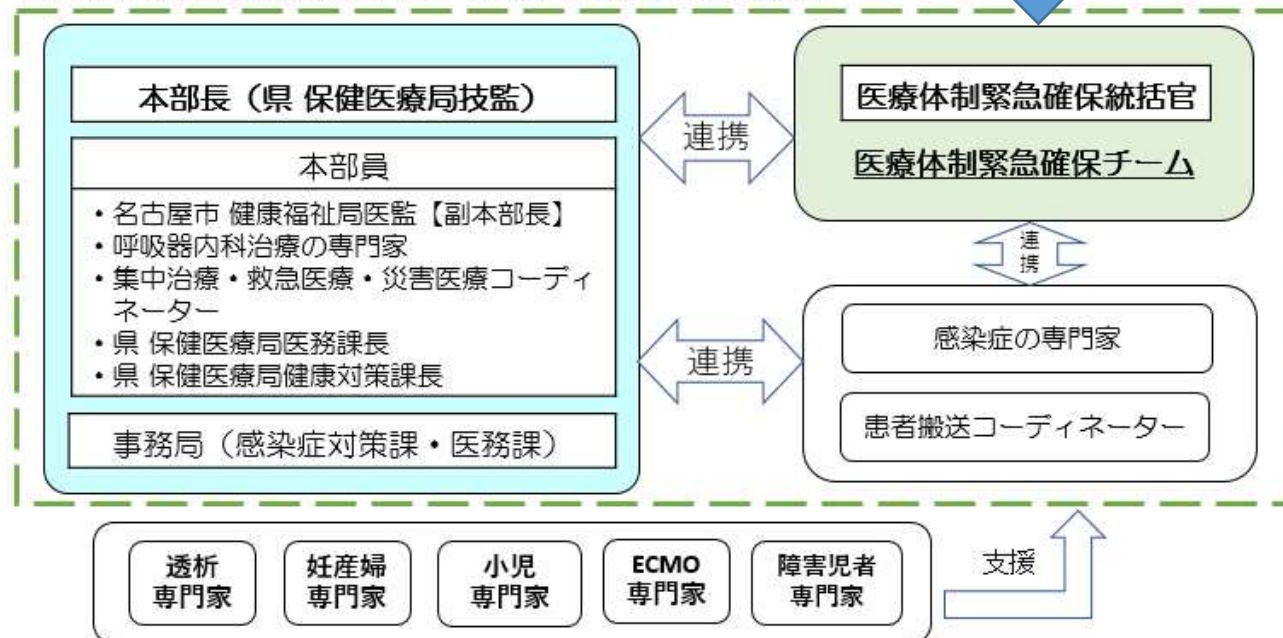
愛知県新型コロナウイルス感染症調整本部の機能強化について

愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部（本部長：知事）

特命

愛知県新型コロナウイルス感染症調整本部

患者の受入調整のために設置 【令和2年3月24日 設置】



○医療体制緊急確保チームを設置

- ・医療体制緊急確保統括官を置き、その下にDMAT隊員の資格を持つ医師等を配置

<業務内容>

- ・各保健所の現場支援
 - 管内の入院病床の確保・入院調整
- ・クラスター発生及び拡大を抑制するための初動対応
- ・新型コロナウイルス感染症治癒後の転院病院調整 等

≪患者発生時の入院調整≫

- ①二次医療圏内の「重点医療機関（感染症指定医療機関含む）」：管轄保健所及び病院間で入院調整
- ②二次医療圏内の「重点医療機関以外の入院医療機関」：管轄保健所及び病院間で入院調整
- ③二次医療圏内で調整がつかなかった場合は、他の医療圏の医療機関へ調整本部が入院調整